

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,631	流動負債	20,464
現金及び預金	2,603	買掛金	15,961
売掛金	9,724	短期借入金	323
商品	5,676	関係会社短期借入金	900
未収入金	1,500	未払金	1,329
前払費用	415	未払費用	534
その他	798	未払法人税等	89
貸倒引当金	△89	未払消費税等	563
固定資産	5,204	預り金	217
有形固定資産	1,770	賞与引当金	501
建物	1,371	資産除去債務	37
構築物	102	その他	7
車両運搬具	8	固定負債	1,682
工具、器具及び備品	287	長期借入金	442
無形固定資産	288	資産除去債務	1,133
ソフトウェア	279	その他	106
ソフトウェア仮勘定	8		
その他	0	負債合計	22,147
投資その他の資産	3,145	(純資産の部)	
関係会社株式	30	株主資本	3,688
長期貸付金	30	資本金	10
破産更生債権	136	資本剰余金	4,044
長期前払費用	76	資本準備金	1,000
敷金及び保証金	2,180	その他資本剰余金	3,044
繰延税金資産	780	利益剰余金	△365
その他	30	その他利益剰余金	△365
貸倒引当金	△120	繰越利益剰余金	△365
		純資産合計	3,688
資産合計	25,835	負債純資産合計	25,835

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	123,577
売上原価	95,718
売上総利益	27,859
販売費及び一般管理費	25,495
営業利益	2,363
営業外収益	57
受取利息	3
受取手数料	7
助成金収入	3
受取保険金	23
その他	20
営業外費用	44
支払利息	13
店舗撤退損失	22
その他	7
経常利益	2,377
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	419
減損損失	410
固定資産除却損	0
その他	8
税引前当期純利益	1,957
法人税、住民税及び事業税	89
法人税等調整額	762
当期純利益	1,105

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

商品については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～39年
構築物	3年～40年
車両運搬具	3年～5年
工具、器具及び備品	3年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社は酒類等の販売を主な事業としており、売上高を下記の3つに区分しております。

当社は、酒類等の販売を行っており、主な売上高区分は「飲食店向け売上」、「宅配売上」、「店頭売上」であり、契約の識別と取引価格の算定、それに履行義務の充足時点につきましては以下のとおりとなっております。

「飲食店向け売上」は、居酒屋やレストラン等の業務用顧客コードを当社が付す顧客との取引契約に基づいて、契約上の取引価格により、電話・FAXによるコールセンターでの受注、インターネットを通じてシステム受注したものを、顧客の指定した場所において商品を引き渡すことで、履行義務を充足し収益を認識しております。なお、取引の対価については、掛け取引となり履行義務を充足してから2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

「宅配売上」は、一般のご家庭やオフィス等の顧客からご利用規約に従って、アプリやウェブサイト等における表示価格によって、電話によるコールセンターでの受注、アプリやウェブサイトを通じての受注をしたものを、顧客の指定した場所で商品を引き渡すことで履行義務を充足し収益を認識しております。なお、取引の対価については、現金取引の場合は商品と引き換えに、クレジット決済や電子マネー決済は履行義務を充足してから2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

「店頭売上」は、各店舗に来店された顧客に、店頭の表示価格でPOSレジを通して商品を引き渡すことで履行義務を充足し収益を認識しております。なお、取引の対価については、現金取引の場合は商品と引き換えに、クレジット決済や電子マネー決済は履行義務を充足してから2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、収益については、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。個別商品に係る値引きについては当該商品からの直接値引きとなりますが、取引の合計金額からの値引きにつきましては独立販売価格の比率で値引き金額を配分しております。協賛金に係る収益認識については、顧客との協賛金契約に基づき、契約で約する協賛金を一時に顧客へ支払うとともに、当該協賛金契約に専売期間が設けられている場合には、当該専売期間に配分した金額を収益から控除しております。